

## 「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」へのコメント

2016年5月31日

電気事業連合会業務部

貴委員会から平成28年2月4日に公表された「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」について、下記のとおり意見を取りまとめましたので、今後の審議等にあたりご配慮いただきますようお願いいたします。

## 【質問1】回答者の立場

○財務諸表作成者

## 【質問2】IFRS第15号の内容を出発点として検討を行うことに対する意見

○意見なし

## 【質問3】17の論点及び適用上の課題の分析内容に対する意見

○総論

財務諸表等規則における別記事業には、当該事業の所管官庁が定める別記事業会計規則等が存在する。これは、事業の遂行上必要と認められる取扱いについて規定されているものであることから、その趣旨に鑑み、収益認識基準（以下、「本会計基準」という。）の適用後も引き続き別記事業会計規則等による処理を優先すべき取引（例えば工事費負担金の圧縮記帳）が存在すると考えられる。

また、別記事業会計規則等に特段の定めがない場合においても、例えば電気料金の検針日基準のように、事業の性質上、期末日という一時点で、全ての顧客に対する財の移転価格を測定することが極めて困難であり、かつ蓋然性の高い見積もりも困難であるような取引が存在する。

これらについては、本会計基準を適用することにより、事業遂行上の支障が生じることに加え、適切な財務諸表の表示に繋がらないことが想定されることから、本会計基準とは異なる収益認識方法に拠っている旨を注記するなど一定の開示を行うことを条件として、引き続き別記事業会計規則等の定めを拠ることが認められる措置を検討いただきたい。

また、その他の一般的な事項として、本会計基準の適用後であっても契約関係に変更が生じない限りにおいて、発注側の費用認識については現行の規則どおりになると認識しているが、その場合の連結会社間取引に係る収益・費用の認識基準の相違について、連結手続上の取扱い（消去差額の補正方法等）を確認したい。

## ○17の論点に対する意見

## 《6. 変動対価》

電気事業者は電力の授受にあたり計画値同時同量が求められており、これを達成できない場合にはインバランス料金が発生することとなる。当該料金については、その算定にあたり全国大での系統全体のインバランス発生量の値を用いることなどから、料金確定に1カ月強の期間を要する状況である。このため、重大な戻入れが生じない範囲で合理的に金額を見積もることになる。一方で、全国大の取引要因が影響することなどから、各事業者の見積もりは不確実性が高くなることが想定される。このため、IFRS第15号における「重大な戻入れが生じない」という概念の線引きについて判断が可能となるような設計・対応をお願いしたい。

## 《7. 返品権付き販売》

業種・業態や提供する財・サービスの種類により、返品（クーリングオフ等）の割合や影響等が異なると考えられるが、返品（クーリングオフ等）の割合が少ない場合には重要性を考慮した処理を行えるような取り計らいをお願いしたい。

## 《13. 本人か代理人かの検討》

本人か代理人かの判定にあたっては、その財・サービスを支配していると判断されるかどうかことが重要となる。契約形態が複雑化するなか、実務上その判定が難しい場合が想定されることから、判断の一助となるようQAや取引事例などの充実をお願いしたい。

## 《14. 第三者に代わって回収する金額》

企業収益の中には、代行回収に類似した取引が多く発生している可能性があるが、現状では一部の売上税等しか例示されておらず、代行回収に該当するかどうかの判断が難しい。基準の開発にあたっては、判断の一助となるようQAや取引事例などの充実をお願いしたい。

なお、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的に、その要する費用を電気事業者が電気の利用者から当該電気の供給対価の一部として回収した上で、費用負担調整機関へ納付しているものである。現在は電気事業会計規則に基づき、賦課金及び納付金について収益及び費用の両建てで計上しているが、本会計基準での取扱いについて判断基準等が乏しく、影響を受ける可能性がある。

## 《 15. 顧客に支払われる対価の表示 》

電力設備の過負荷防止や系統の安定運用等のための潮流調整取引（契約当事者間において原則として同一単価・数量による取引が発生）においては、収益及び費用を両建てで計上している。これは、電気という同種の物品の交換と考えられ、「別個の財又はサービスとの交換による対価」に該当しないため、収益の減額が必要となる可能性があるが、本会計基準では判断材料に乏しいことから判断の一助となるようなQA、取引事例などの充実に加え、重要性の判断に資する基準の明確化をお願いしたい。

## 【質問4】 その他の論点

○意見なし

## 【質問5】 注記事項の有用性及び懸念に対する意見

○意見なし

## 【質問6】 その他

- 基準開発にあたり、本会計基準の適用に伴う各種コストとそこから得られる利用者の便益とを十分に比較較量した議論が行われることを期待する。また、本会計基準の全体的な取扱いに関し重要性を考慮した処理を行えるような取り計らいをお願いするとともに、個別財務諸表への適用を任意とすることについて検討いただきたい。
- 会計と税務の親和性の観点から、取扱いが過度に乖離することにより申告調整等における実務負担が増大しないよう、十分な検討・調整をお願いしたい。